

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	松茂町

松茂町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 松茂町産業環境課
所 在 地 徳島県板野郡松茂町広島字東裏 3 0 番地
電 話 番 号 0 8 8 - 6 9 9 - 8 7 1 4
F A X 番 号 0 8 8 - 6 9 9 - 2 1 4 1
メールアドレス sangyou@matsushige.i-tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	徳島県板野郡松茂町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	果樹 (梨)	被害面積 3 a
		被害金額 357,000 円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

○カラス
果樹 (梨等) への食害がある。隣接する市町村の山間部に集中して発生しており、収穫期の7月から8月にかけて被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
農作被害額	357,000 円	324,000 円
農作被害面積	3 a	2.5a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲等による捕獲従事者の円滑な捕獲活動を促すため、カラスの捕獲従事者に報奨金の支払いを行っている。	捕獲従事者の高齢化及び減少、銃器による捕獲が追い払い程度にとどまっている。

防護柵の設置等に関する取組	農家個人による防鳥網の設置等を行っている。	防鳥網の未設置地区もある。地形の制約から、設置効果に限界が見られている。
生息環境管理その他の取組	鳥獣被害対策技術指導研修会として、カラス対策の設置実習の周知促進。	参加人数が少ない。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害が集中する時期に猟友会による捕獲及や梨農家もロケット花火などを使用した追い払いを行い被害の低減を図る。梨農家に対して、JA 及び農業支援センター等の協力を得ながらテグスや防鳥網導入促進を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会に依頼し、それぞれ担当地域を定めて有害鳥獣捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	—	—
7	—	—
8	—	—

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県が策定した第13次鳥獣保護管理事業計画との整合性を図ることはもちろんであるが、被害及び捕獲実績を基に下板地区猟友会と協議し決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
カラス	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
(カラス) 有害鳥獣捕獲で対応する。銃器による捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	—

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委

譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6 年度	7 年度	8 年度
該当なし	—	—	—

- （注） 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6 年度	7 年度	8 年度
該当なし	—	—	—

- （注） 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
6 年度	カラス	JA や農家の方に聞き取りや調査を行い、被害実態を把握する。 テグス、ロケット花火などによる銃器以外での被害防止効果検討
7 年度	カラス	関係機関の協力により、テグスによる被害防止、ロケット花火などでの追い払い活動を実施する。
8 年度	カラス	引き続き被害の防止に努め、普及活動も継続して行う。

- （注） 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大津松茂農業協同組合	農作物の被害状況に関する情報提供
松茂梨生産組合	田畑の被害状況に関する情報提供
下板地区猟友会	有害鳥獣捕獲・駆除の実施
鳴門藍住農業支援センター	鳥獣被害対策への助言・指導等の支援

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

下板地区猟友会 松茂梨生産組合 JA 大津松茂 088-699-2511	→松茂町役場産業環境課→ 088-699-8714	板野東部消防組合 088-698-0119 県 鳥獣地策・里山振興課 088-621-2378 徳島板野警察署 088-698-0110
---	------------------------------	---

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラスは捕獲後、焼却又は埋設処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	—
構成機関の名称	役割
なし	—

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	なし

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。